**校長　長尾　浩一**

**令和３年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 地域で豊かに生きていく力の育成をめざす。本校において、豊かに生きていく力とは、１　豊かなこころ　２　楽しむ力　３　体力　４コミュニケーション力　の４つの力を重点とする。 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| （１）安心安全な学校生活を送る。（新型コロナウイルス感染症に係る対応を含む）　①感染症対策を継続し教育活動の継続を図る。　②学校組織の整備。（R３分掌組織の変更検討、R４組織検証　R５新組織修正）　③安全衛生委員会から発信し、18時以降の在勤者を減らす。（２）知的障がい支援学校として計画的で効果的な研修・研究に取り組み、授業力の児童生徒にわかりやすい授業を展開する。　（保護者アンケートにおいて授業に関する質問項目（複数の項目の平均）で肯定的意見85％をめざす。R２ 82.6％）①障がいの多様化に応じた教育活動の展開ができるよう指導・支援の充実に向け相互に授業見学を行い、教員相互の授業力の向上を図る。　②外部人材を積極的に活用し、指導計画に反映する。　③ICT機器の活用やタブレット端末を使用して児童生徒が主体的に取り組める授業を実施する。（３）小学部中学部高等部の継続性のある系統的なキャリア教育を実践する（キャリアマップの作成）。　（教職員アンケートにおいてキャリア教育に関する項目（複数の項目の平均）で肯定的意見80％をめざす。）①小学部段階より児童生徒の実態に応じたキャリア教育の視点での教育課程の編制をする。　②喫茶、清掃活動の職業コースの活動を中心としたキャリアマップを作成する。　③児童生徒が豊かに生きていく力を育てる。1. 特別支援教育のセンター的機能の発揮と地域と連携した安全で安心な開かれた学校づくりを推進する。

　（保護者アンケートにおいて安心安全な学校に関する項目（複数の項目の平均）で肯定的意見の80％をめざす。）①地域の学校園に在籍する障がいのある幼児児童生徒に対してセンター的機能を発揮し相談依頼にすべて応える。　②校内支援の体制を整備し、関係機関（施設）との連携し、不適切な案件を削減する。　③児童生徒の人権が尊重され、いじめ、体罰等の無い安心できる学校づくりを推進する。　④相互に尊敬する気持ちを育むため学校間交流を計画的に実施する。（全学部において実施） |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［令和　　　年　　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標[R２年度値] | 自己評価 |
| （１）安心安全な学校生活を送る。（新型コロナウイルス感染症に係る対応を含む） | （１）感染症対策を継続し教育活動の継続を図る。（２）学校組織の整備（３）働き方改革を推進する | （１）・対策及び体制の見直し、感染症対策を講じなが　ら教育活動を継続する。（２）・首席ごとに役割を持ち学校運営ができるようにする。・ヒヤリハット事例を積極的に報告する。・個人情報に保護に関する意識を高める。（３）・前校一斉退庁日の18時以降の勤務者の削減を図る。 | （１）・感染症に関する文書を配布し、注意喚起する。（年間６回配付）・感染症対策（密閉・密着・密集を避け）を徹底し学校行事を実施する。（運動会別日開催、思斉祭入場者制限、修学旅行の実施計画の複数対応）・ICT機器を活用し、通信などを利用し動画配信、教材配信を行う。（２）・学部・分掌部を組織改編により、首席の役割を明確化し、分掌表に位置付ける。・報告の伝達と分析を行う組織をつくる。・月１回個人情報保管ロッカー内の点検を実施し、教職員への個人情報の適正な管理について啓発・意識改革に努める。　４月中職員室に防犯カメラを設置する。・外部講師を招いての個人情報保護についての研修会を実施する。（１回）（３）・安全衛生委員会に置いて毎月の教職員の労働時間を把握・調査し周知する。 |  |
| （２）知的障がい支援学校として計画的で効果的な研修・研究に取り組み、授業力の向上をめざす。 | （１）障がいの多様化に応じた教育活動の展開ができるよう指導・支援の充実に向け授業改善を行う。　（２）外部人材を積極的に活用する。（３）ICT機器の活用やタブレット端末を使用して児童生徒が主体的に取り組める授業をする。 | （１）・研究授業の計画的実施と授業の相互見学の体制の構築をする。・全校教科会を実施し、各学部間で系統性のある　授業をめざす。・個別の教育支援計画の作成と保護者との連携自立活動の視点を取り入れた授業の方法を検討する。・参加した研修会の伝達研修を実施する。（２）・自立活動の福祉人材活用の積極的な活用し助言事項を指導計画に反映する。（３）・タブレット端末を含むICT機器の活用 | （１）・研究授業の実施（各学部１回）と授業見学週間を設定し相互に見学できる体制を作り、意見交流を実施する。（１回）・学期に１回教科会を実施する。・学校教育自己診断（保）において「保護者のニーズを踏まえて作成されている。」の肯定的意見の維持をめざす。［95％］・全国・近畿大会など国・地方の研究会に参加し、その報告会を実施し最新の情報を知る。（全知研・近知研に参加）（２）・学校教育自己診断（教）において「自立活動の指導にあたっては児童生徒が興味を持ち主体的に取り組めるよう工夫している」の項目の肯定的意見70％以上をめざす。[60％]（３）・指導事例を５事例以上HPに掲示する。・ICT機器の活用実践にむけた研修会の実　施（年２回） |  |
| （３）小学部中学部高等部の継続性のある系統的なキャリア教育の充実を図る。 | （１）小学部段階より児童生徒の実態に応じたキャリア教育の視点での教育課程の編制（２）職業コース制の取り組みの充実。（３）児童生徒が豊かに生きていく力を育てる。 | （１）・継続性のある思斉版キャリア教育学習プログラムへの変更とキャリア教育の視点を各教科・領域で位置づける。（２）・喫茶、清掃活動の充実、他コース、他学年、他学部との連携をする。（３）・児童生徒が相談できる環境の構築・ライフキャリアの視点を持っての指導・学部間での交流活動を検討する。 | （１）・各学部においてキャリア教育学習プログラム点検をし、10月までに変更する。・各分掌におけるキャリア教育への取り組みを、学校全体のキャリア教育に位置づけキャリア教育プログラムに記載する。（２）・教職員の実技研修会の実施（２回）・学校行事日に喫茶活動の実施をめざす。・キャリアマップの作成（喫茶・清掃）（３）・学校教育自己診断（保）において「学校は子どもの障がいについて理解している」の項目において肯定的意見の維持をめざす。[92％]・社会体験学習を実施する。（小学部・中学部　年１回）・小中高等部間での学部間交流を実施する。（年１回） |  |
| （４）特別支援教育のセンター的機能の発揮と地域と連携した安全で安心な開かれた学校づくりを推進する。 | （１）地域の学校園に在籍する障がいのある幼児児童生徒に対してセンター的機能を発揮する。（２）校内支援の充実を図る。（３）児童生徒の人権が尊重され、いじめ、体罰等の無い安心できる学校づくりを推進する。（４）居住地・学校間交流の実施 | （１）・支援部、リーディングスタッフが中心となり地域の学校園の支援を深める。（２）・校内支援においても支援できる体制を整備する。関係諸機関との連携を深める。（３）・教職員の人権意識の向上のため人権推進委員会を中心に研修会を実施する。・防犯・避難訓練を実施するとともに下校訓練を　を計画的に実施する（４）・学校間での交流を実施し互いを尊重する気持ちを育む。 | （１）・支援を実施した校園を対象としたアンケートで3.5点以上めざす。[3.4]・夏季研修会の実施をする。（２回）（２）・関係機関（施設）との定例会議を持ち、共通理解のもと不適切な案件の削減を図る。（定例会議は年３回）（３）・学校教育自己診断（保）において「学校は発達に応じて子どもの人権意識を尊重する意識を育てようとしている」の項目で肯定的意見維持をめざす。[94％]・人権研修会の実施（３回）・下校訓練の実施（１回）・児童生徒の災害に対する意識を訓練時に過去の災害について講話する。（３回）（４）・交流係りの組織内の位置づけを検討する。・作品交流、（小学部１回（太子橋小学校））・高等部（淀商１回）活動交流（中学部１回（今市中学校））を実施する。高等部は淀川清流高校との作品展展示にむけて合同制作を実施する。 |  |